

批評と紹介

東洋学報

M. A. メヘンダーレ著

マハーバーラタ戦争再考

原 實

筆者は上記の書に対して目下、他に英文でより簡潔ながら批判的な書評を校正中 (Indo-iranian Journal, Dordrecht, The Netherlands) であるが、本書の記述する所を中心に古代インドの戦争の在り方を邦語で紹介する事も強ち無意味とも思われないので、以下に本書の論点を巡って幾つか解説を試みる事とした。

本書の著者は1918年生まれ、インド イラン語の研究者として国際的に有名であり、若くして Asoka 王碑文の研究で令名を馳せたが、叙事詩に関するこれ迄幾つかの研究を公けにしている⁽¹⁾。今回彼は本書に於いて叙事詩、就中 Bhagavadgitā 中に有名な二つの術語 (dharma-yuddha と yogeśvara) に関して新しい見解を発表した。

インドの国民的叙事詩 Mahābhārata (以下 MBh. と略称とする) に描き出される Kurukṣetra 18日間の Bharata 親族間の戦争が dharma-yuddha と称せられる事は周知の事実である。それは既に文典家 Patañjali がその著 Mahābhāṣya において言及した所であった。即ち彼は助辞 *sma* が動詞の現在時制と共に用いられる時、文全体が過去時制となるとなす Vārttika 2 ad Pāṇini 3.2.122 の規定に挙げる例文の中に次の様に述べている。

dharmaṇa *sma* kuravo yudhyante

(Kuru 族達は dharma に則って戦った。)

この dharma-yuddha の合成語は MBh. 7.164.10 に現れ、有名な Bhagavadgitā にも dharmya yuddha の表現が二度 (2.31, 32) 現れる。併しここに「正義の戦争」「義務に基づく戦い」等と邦訳されるこの概念は本来何を意味していたであろうか。Kuntī 夫人が腑甲斐なき息子 Yudhiṣṭhīra に、 Vidurā と Samjaya の故事を物語る一節 (MBh. 5.130.5ff.) に徴する限り、それは「不法に篡奪された領土を当然の権利として奪回する戦い」と取る事も可能であるが、より適切には「戦争法規に適った戦い」と

取るのが妥当と思われる。ここに「戦争法規」「戦争倫理」とは古来インドに知られたもので、Āpastamba-dharma-sūtra を始めとするDharma-sūtra⁽²⁾よりManu⁽³⁾、Yājñavalkya⁽⁴⁾等の法典にも規定され、叙事詩や古典梵語文献⁽⁵⁾にも折りに触れて言及されているが、より特殊的にはMBh.6.1.27ff.に見える、戦争開始前夜に両軍の間で取り交わされた規則を指している⁽⁶⁾。取り決め一般をsamayaと呼び、以下に述べる細則をdharmaと言うが、それらを解説すれば次の如くである⁽⁷⁾。

- (1)しばしば「我こそは某」と姓名を名乗って、宣戦布告 (samābhāsyā, ā-hve-) をなしたから堂々と戦うを旨とし、不意打ちは非合法であった。
- (2)「似て非なるバラモン (brahmabandhu)」「Pāñcālā族の穢れ (pāñcālāpasada)」等と敵に悪口雜言を浴びせ、互いに言辞による戦い (vācāyuddha) を交わす間は武器を取ってはならない。
- (3)同等者の戦い。それは(a)戦士の同等 (歩兵同士、騎士同士、戦車同士等)
(b)武具甲冑の同等 (弓箭の士同士等), (c)能力、経験、気力、年齢の同等に亘っている。
- (4)戦闘員でも次の様な状態にある者を討ったり殺したりしてはならない (na hantavya, na prahartavya)。
 - (a)viśvasta (特定の状況の下で絶対に撃たれないと信頼しきっている者、この中には名将の一騎討ちを観戦中の者 (iksītr), 日没後陣地内で休息、或は睡眠中の者等も含まれる)
 - (b)vihvara (戦車の故障その他で一時的に困窮している者)
 - (c)pramatta (注意を他に逸らしている者)
 - (d)parena saha samyukta (既に他者と交戦中の者、従って第三者が助太刀に介入する事は原則として許されなかった)
 - (e)ksīṇa-sastra, nirāyuddha, nyasta-sastra (甲冑武器を棄てた者)
 - (f)vimukha (戦場を後にして逃亡中の者)
- (5)非戦闘員を撃ってはならない。
 - (a)śastropanāyin (武器の運搬者)
 - (b)bheri-śaṅkha-vādin (士氣高揚の為に法螺貝を吹き、太鼓を叩く者)
 - (c)sūta (御者), dhurya (馬), vātika (戦況報告者)
- (6)一度び戦争が終結した暁には、勝者と敗者は和解し (priti), 以後だまし討ち (chalana) の如き卑劣な業をなしてはならない。
戦闘は原則として一対一で行われ、名将の一騎討ちは叙事詩の随所に語られる。従って一人の武士を多数で襲う事 (Abhimanyu) や、歴戦の勇将が多数の雑兵を襲って虐殺する如きは許されなかった。Dronaが神秘的武器を多数の雑兵に放ったのはそれ故に規則違反であった。

これらは一般的な武士の心得であり、古代インドの合戦は常にこのようにして遂行されるを旨としたが、一度び戦いが始るやそれらは常に必ずしも遵守されなかつた。戦闘がしばしば *nirmaryāda, samkula, vyākula* (大混乱) と記述され、*nṛśamsa* (残忍), *nica-carita, anāryakarma* (卑劣な行い), *asatpurusa-sevita* (善人の所行とは思われず) の類の規則違反が平氣で行われた故である。事実 *Bhīṣma, Drona, Karna, Duryodhana* 等 *Kuru* の名将襲撃⁽⁶⁾の場面では、勝利のために手段を選ばずとなす行為が *Kṛṣṇa* の指示の下に公然と敢行され、それに呼応するかの様に *Aśvatthāman* は *Pāṇḍava* の陣営に夜打ちを掛けた。戦場に馳せ参じている武士でも、もと女性であった者に矢を向けてはならない。*Bhīṣma* がもと女性であり、偶々性転換をなして暫く男となっていた *Sikhandin* に矢を向けなかったのはその故であるが、それを承知の上で *Arjuna* は *Sikhandin* を立てて戦いに臨み、*Bhīṣma* を撃って瀕死の重傷を負わせた。*Karna* 殺害の場面でも、彼の戦車の動きが取れない隙に不法に襲った、謂わば上記 (4-b) の *vihṛava* 襲撃に相当する暴挙であり、*Drona* 斬首も愛児 *Aśvatthāman* の死を不法に喧伝して老雄の怯むを待つて敢行した業であった。又棍棒戦 (*gadā-yuddha*) に在つては相手の臍より下を打つ事も規則違反であったが、それは *Duryodhana* に対して *Bhima* の敢てなした所であった。*Aśvatthāman* の夜打ちはもとより上記 (4-a) の *viśvasta* 襲撃、6 の規則違反の暴挙に他ならない。

但し、戦争には必死の挺身性が要求されるから、この種の倫理、規則の類は唯單なる形式に過ぎなかつたと見る者もある。恐らくはもと「惻隱の情」に基づいた「弱者救済」の理念が基礎にあり、それは婦女子老人、負傷者等に武器を向ける事を戒め、又誇り高き武人の「廉恥」は投降者、逃亡者の類に追い撃ちを掛ける如きを禁じたと思われ、それが後に整備、理論化されてこのような「戦争規則」として文献に固定化したものと思われる。

著者はこれら違反の実例を叙事詩の戦争場面より蒐集して、MBh. の戦いが *Dharma-yuddha* とは凡そ程違ひものであった事を結論している。それは叙事詩の隨所に見える *adharma, anyāya, kūta-yuddha* の語を初め、*upadhi-kṛta jaya* (MBh, 9.63.13), *nikṛti* (MBh, 10.9.25), *jihma upāya* (MBh, 9.60.29), *jihma mārga* (MBh, 9.60.38) 等の表現に呼応している。

本書の第二章は *Bhagavadgitā* の最後の章句に見える *yogeśvara kṛṣṇa* の語義解釈に当てられている。該当の章句は次の様に譜われる。

yatra yogeśvarah kṛṣṇo yatra pārtho dhanurdharah

tatra śrir vijayo bhūtir dhruvā nītir matir mama

(Bhagavadgitā 18.78=MBh.6.40.78)

批評と紹介原
ここに Kṛṣṇa と Arjuna は並列され、この句は両人の揃う所、そこには常に幸運、勝利、繁栄、成功ありと言つて Gitā の全体を締めくくつているのであるが、ここで Kṛṣṇa に掛る yogesvara という合成語は一体如何に解釈さるべきであろうか。この合成語は同じ Gitā にこの他 18.75, 11.4 及び 9 にも現れ、そこでも Kṛṣṇa は Arjuna と共に現れる。但し 18.75において両者は師と弟子の関係に立ち、第 11 章では神と信者の関係に立つてゐる。前者において師は弟子に *yoga-sāstra* を教授し、後者において神は最愛の信者に己が神体を顯示する。併し、当該の章句にあって両者は、御者と彼の御する戦車に乗る弓箭の士の関係に立つから、従来の研究者の様に Kṛṣṇa を the Lord of Yoga, the master of the Yoga philosophy, the master of the technique of yoga, the Lord of spiritual exercise (Zaehner), the Lord of discipline (Edgerton) と取る事には問題が殘る。

そこで著者は先ず古代インドの戦闘において「御者」の果たした役割、任務を説く (MBh.8.28.6-8, R.6.93.15ff.)。彼は戦車を縦横且つ迅速に移動させ、敵の攻撃から主人を護らねばならない。のみならず彼は主人公の行動に誤りがあったり、味方の将士に助太刀の要あれば積極的に主人に注意し提言せねばならない。彼は戦況を的確に把握して、敵味方の将士の動静を窺い、主人の身に危険が迫る場合には身代りになる事も辞さない。戦場の情勢、道路の起伏等も綿密に調査し、常に戦車の状況を点検把握して、戦場で主人や戦車が苦境に陥らぬよう予め準備し、不測の事態には迅速に対処し、不利を回避する術を心掛けていなければならぬ。勝利に導く要因を見れば、總てそれらを間髪を容れずに実行に移す。その意味で御者は唯單なる運転手ではなく、直接実戦に参加することはなくとも、作戦を綿密に練り、勝利のためとあれば縱令人の道に悖っても (adharma) これを遂行すべく戦士に指示する旨とした。策略考慮は御者の任務で、その奸策を含めての策略一般がこの *yoga* の語の意味する所であった。Kṛṣṇa がこの種の策士であった事は叙事詩の用例に徴して明らかであるから、yogesvara の合成語もその意味に徴して理解されねばならない。そしてこの義に取る時、「策戦の士 Kṛṣṇa、弓箭の士 Arjuna」の並列がそれなりの意味を持つ事となり、ここに *Yoga* 哲学、修行、神通力獲得の技法といった従来の解釈は棄却される事となる。

第三章は同じ yogesvara が敵軍 Kaurava には居なかつたかどうかといふ問題を取り扱い、大戦前に Sakuni、大戦中に Drona、大戦後に梶の

三者を挙げている。この中、*Sakuni* は *nikrtisvara*とも称せられて、Duryodhana に賭事の秘策を授けて敵将 *Yudhishthira* より領土を奪った。*Drona* は自から策略を巡らしたが、それらは結果的には悉く失敗に終わつた。梶が真夜中に安眠中の鳥の群を襲つて、*Aśvatthāman* に知恵を授け、有名な夜打ち、大虐殺となつた事は周知の通りである。この間において著者は叙事詩に武人に許された領土獲得の方途に二つあり、一は賭事で相手を陥れ、領土を賭けさせて奪うもの (*dyūta*)、他は直接干戈に訴えて実力で領土を奪う (*yuddha*) にあつた事を明示している。

巻末はこの同じ戦争倫理規則が今一つの叙事詩 *Rāmāyaṇa* (R.) ではどの様になっているかの検討に当てられている。全体として R. は MBh. に準拠しているが、細部に異同なしとしない。その最も顕著なものは R. において戦闘が人間と非人間、即ち猿、羅刹との間に行われた事実に由来している。従つて MBh. 6.1.27-31 に見られるような人間同士の戦闘前夜の取り決め (*samaya*) の如きは、*Rāma* と *Rāvaṇa* の間に期待すべくもなく、又 *Rāma* は戦車を用いなかつたから *Kṛṣṇa* の如き御者の登場する余地はなかつた。*Vibhiṣaṇa* は *Rāma* の軍門に降つて *Rāvaṇa* の秘密を明し、*Indrajit* も多くの幻術 (*māyā*) を用いたが、不正 (*anyāya*) 不義 (*adharma*) と非難されるような *yoga* の行使は R. に欠如している。

本書は *Bhagavadgitā* に知られる有名な文言二つを取り上げ、それらを叙事詩の全体の用例に徴して今一度新たに検討し直し、問題点を明示して從来の訳者の誤解を訂正した。*Gitā* は叙事詩第六巻に編入された小品であるから、その解釈には叙事詩の全体を視野に入れる必要がある。それと叙事詩全体との関連それ自体も厳密な學問的研究の対象となっている (G. von Simson)⁽⁶⁾。その種の研究史を無視して、全体から遊離して一小部分のみを翻訳する事が如何に危険であるかを、著者は本書において警告しているかに見える。

註

- (1) Cf. H. von Stietencron et al. *Epic and Purāṇic Bibliography* (upto 1985) (Wiesbaden 1992), pp. 817-818.
- (2) na doṣo himsāyām āhave (17)
anyatra vyaśva - sārathy - āyudha - kṛtañjali - prakirñakesa - parāīmukha - upavīṣṭa - sthalavṛkṣādhirūḍha - dūta - go - brāhmaṇavādibhyah (Gautama-dharma-sūtra 10=2.1, 18)
bhita - mattonmatta - pramatta - visamnāha - stri-bala - vṛddha -

brāhmaṇair na yudhyeta (Baudhāyana-dharma-sūtra 1.18.11)
 nyastāyudha-prakirṇ akeś a-prāṇ jali-parāṇ -āvṛ ttānām āryā
 vadham paricaksate (Āpastamba-dharma-sūtra 2.10.11)
 na pāniyam pibantam na bhuñjānam nopānahau mūncantam
 nāvarmāṇam savarmā na striyam na kareṇum na vājinam na
 sārathinam na sūtam na dūtam na brāhmaṇam na rājānam
 arājā hanyāt (Saṅkha quoted in Mitāksarā ad YS.1.326)

- (3) na kūṭair āyudhair hanyād yudhyamāno rāṇe ripūn
 na karṇibhir nāpi digdhair nāgnijvalita-tejanaih (90)
 na ca hanyāt sthalārūḍham na klibam na kṛtāñjalim
 na mukta-keśam nāsinam na tavāsmiti vādinam (91)
 na suptam na visannāham na nagnam na nirāyudham
 nāyudhyamānam paśyantam na pareṇa samāgatam (92)
 nāyudha-vyasana-prāptam nārtam nātiparikṣatam
 na bhītam na parāvṛttam satām dharmam anusmaran
 (Manusmṛti 7.93)

- (4) tavāhamvādinam klibam nirhetim para-samgatam
 na hanyād vinivṛttam ca yuddha-prekṣaṇakādikam
 (Yājñavalkyasmṛti 1.326)

- (5) 叙事詩を初めとして古典梵文学一般に言及される「戦闘規約」に関しては稿を改める。

- (6) Cf. P. V. Kane, *History of Dharmaśāstra* III (Poona 1973),
 pp. 209-211.

E. W. Hopkins, *The Social and Military Position of the Ruling Caste in Ancient India* (Varanasi, 1972) (Indian Reprint of JAO, 13 1889 pp. 57-376), pp. 171-177.

S. D. Singh, *Ancient Indian Warfare with special reference to the Vedic Period* (Leiden 1965), pp. 161-167.

V. R. R. Diksitar, "The Art of War as practised in South India," ABORI, 8, pp. 379-397.

- (7) 解説の順序は必ずしも原典のそれに符合していないが、原典を示せば以下の通りである。

tatas te samayam cakruḥ kuru-pāṇḍava-somakāḥ
 dharmāṁś ca sthāpayām āsur yuddhānām bharatarś abha
 (26)

nivṛtte caiva no yuddhe pritiś ca syāt parasparam

- yathāpuram yathāyogam na ca syāc chalanaṁ punah (27)
 vācā yuddhe pravṛtte no vācaiva pratiyodhanam
 niṣkrāntah pṛtanā-madhyān na hantavyah katham cana (28) 東
 rathi ca rathinā yodhyo gajena gaja-dhūrgataḥ
 aśvenāśvi padātiś ca padātenaiva bhārata (29) 洋
 yathā-yogam yathā-viryam yathotsāham yathā-vayah
 samābhāṣya prahartavyam na viśvaste na vihvale (30) 学
 pareṇa saha samyuktah pramatto vimukhas tathā
 ksīṇa-śastro vivarmā ca na hantavyah katham cana (31) 報
 na sūtesu na dhuryeṣu na ca śastropanāyiṣu
 na bheri-śāṅkha-vādeṣu prahartavyam katham cana
 (MBh.6.1.32)
- (8) A. Hiltebeitel, *The Ritual of Battle* (Ithaca and London, 1976 pp.244ff.)
- (9) Georg von Simson, "Die Einschaltung der Bhagavadgītā im Bhīṣma-parvan des Mahābhārata," *Indo-iranian Journal*, 11 (pp.159-174).

M. A. Mehendale, *Reflections on the Mahābhārata War*, Indian Institute of Advanced Study, Rashtrapati Nivas, Shimla-171005, 1995, pp.1-65.